

議会基本条例素案に対するパブリックコメント（市民意見公募手続）等の意見と市議会の考え（対応）について

1 実施の概要

(1) 期間

- ・パブリックコメント 平成25年12月18日～平成26年1月17日
- ・「市民と議会の意見交換会」 平成25年11月16日、17日

(2) 応募者数等

- ・パブリックコメント 意見応募者数 5名 63件
- ・「市民と議会の意見交換会」での意見 93件
(参加者数 4会場 101名)

2 意見等に対する対応状況

- ・意見を反映 12件 (パブコメ 5件、意見交換会 7件)
- ・一部反映 7件 (4件、 3件)
- ・趣旨の一部を反映 12件 (3件、 9件)
- ・参考 83件 (32件、 51件)
- ・反映済み 11件 (6件、 5件)
- ・反映しない 31件 (13件、 18件)

3 意見等への対応

・意見交換会で寄せられたご意見等

0=前文 1～35=各条 36=条例全体 37=その他

番号	条	ご意見等	市議会の考え方	対応
1	0 前文	市長及び市議会の議員が、代表制のもと市民から選ばれた市民の代表であることを、条文中に明記すべきではないか。	市民の代表であるということについては、前文2段目の「～直接選挙で選ばれた議員による市の最高意思決定機関及び議事機関として～」の部分に内包しています。なお、本条例は議会の基本的事項を定めていますので、市長の代表制に関することは明記していません。	反映済み
2	0 前文	前文2段落目は、「議員による合議制による市の最高意思決定機関及び議事機関として…」にしたほうがいい。	ご意見を参考に修正しました。	意見を反映
3	0 前文	前文（2段落目）議事機関は合議制で、最高意思決定機関は合議制ではないのか。 →選ばれた議員の合議による と修正したらどうか。		

番号	条	ご意見等	市議会の考え方	対応
4	0 前文	前文等にある「市民」について、「市民」と「住民」の違いは。他の条例では『市民等』が使われているが、何故ここではそうしなかったのか。	本条例における「市民」は、在住している市民の意味と基本的に在勤・在学している市民等の意味を含んだ使い方をしていますが、ご意見を参考に一部修正しました。なお、「住民」「市民」の定義については、ご意見を参考に逐条解説で説明していきます。	趣旨の一部を反映
5	0 前文	前文 「住民」と「市民」と記述があるがこの違いは。		
6	0 前文	条例前文について「住民」と「市民」という言葉があるが意味の違いは。		
7	0 前文	前文 「住民」「市民」の言葉の使い分けは何か。		
8	0 前文	「市民」「市民等」と分けなくて、「市民・市民等」並べれば解決するのではないか。		
9	0 前文	前文 議会としての将来に向けての理想が語られていない。	前文の最後に記述した「～主権は市民にあることを常に自覚し、不断の議会改革を進める～」といった議会の決意の部分に内包しています。	反映済み
10	0 前文	前文（４段落目）住民自治だけで団体自治が抜けているのではないか。 →地方自治の本旨の実現を目指し と修正したらどうか。	憲法で述べられている「地方自治の本旨」とは、「団体自治」と「住民自治」の２つの要素からなるとされています。決して「団体自治」の実現を目指さないということではなく、前文の前段で述べている時代背景の中にあっては、さらなる住民自治の実現が図られていかなければならないと考え明記しました。	反映しない
11	1 目的	第１条「議会の基本的事項」とはどのようなことか。	議会に関する基本的事項を定めています。この中には、地方自治法等に規定されているもののほかに、議員間の自由討議など、法や会議規則で現在定めていない事項も含まれています。第３４条との関係については、ご意見を参考に修正しました。	意見を反映
12	1 目的	第１条 議会の基本的事項とは何か。（第３４条では議会運営に関する基本的事項としている。揃えるべきではないか）		

番号	条		ご意見等	市議会の考え方	対応
13	2	議会の役割と活動原則	第2条と第17条の記述態度の整合性について。	ご意見を参考に修正しました。	意見を反映
14	2	議会の役割と活動原則	議員活動と議会活動の違いは。議会活動を丁寧にやってほしい。	それぞれの考えに基づき議員が個人として行動するものが議員活動であり、本会議や委員会などの活動が議会活動であると考えます。 今後も皆様の多様な意見を的確に把握し、市政に反映することができる議会活動を心がけていきます。	参考
15	2	議会の役割と活動原則	第2条(第5項)分かりやすい説明とは何か。(説明ではなく、討論、審議ではないのか)	議場等での討論、審議をはじめ、議会報告会などでの様々な情報提供を行っていく上で、わかりやすく伝えていくことであると考えます。	反映しない
16	3	議員活動の原則	第3条第3項に、「市政に対する市民の意見を的確に把握し」とあるが、どのような方法を考えているか。	議員が地域の状況をしっかり調査し把握する必要があると考えます。	参考
17	3	議員活動の原則	市ではいろいろな協議会があり、さまざまな分野でいろいろな意見がでるが、審議会になるとそれが集約され大事なところが抜けてしまう懸念がある。第3条には市民に対する情報提供、自己の能力を高める不断の研さん等に努めるとあるがいかに市民の意見をくみ上げるか。	そのためにも、第3条第3項の後段にあるように自己の能力を高める不断の研さんに努め、議会としての力をつけ、議論ができる議会にしていくことだと考えます。	
18	3	議員活動の原則	なんとなく議員が市民に教えてあげる的な表現になっているのが気になる(第3条)ので、「市民の意見をきく」という表現をどこかに入れてほしい。	第3条では「議員活動の原則」ということで、市民の意見を聴くことだけにとどまらず、市政の課題について市民の意見を的確に把握することが必要である旨を規定しました。	反映しない

番号	条		ご意見等	市議会の考え方	対応
19	4	会派	第4条の会派の働き・役割を明確にする必要があるのでは。	会派は、請願を出すときなどに皆様が一人一人の議員に働きかけなくてもいいなど、議会運営において合理的な面があります。また、市民生活に関する調査などを行うときにも、会派の政務活動費を活用し効率的に活動することができます。	参考
20	4	会派	第4条 会派がなぜ必要で、何をするためのものなのかの記述がない。 (第1項) 議会活動だけでなく政治活動もあるのではないか。		
21	4	会派	会派の目的と役割について記載したほうがいい。		
22	5	市民参加及び市民との連携	市民の意見を把握し、情報を共有する具体的な手段・方法は、議会独自の調査機関を持つのは莫大な予算がかかるので市長側が入手できるデータ等を議会も同時に入手、分析できる手段がないか検討されたい。	まずは議会報告会を行っていく中で、出された意見を議会全体で課題整理し、調査・分析・政策提案のできる議会にしていくことだと考えています。 市長側が持つ情報の共有については、第12条「市長等による政策形成過程の説明」や第15条「行政計画の報告と調査」で明文化し、市長等からの報告を求めていきます。	参考
23	5	市民参加及び市民との連携	市民の意見や地域課題をどのような方法で把握し、それを市長とともに共有する手段がなくては議論にならない。行政側が所有している情報を効率的に行政側に負担をかけずに、共有する具体的方法を話し合ってもらいたい。		
24	5	市民参加及び市民との連携	市民意見の反映の方法についてどんな方法、仕組みを考えているか。意見交換等、市民にどう告知されるか。市民に対する情報提供の範囲はどれくらいか。	請願において代表者の方に意見を述べていただく機会を設けました。 今後はさらに地域に出向き、議会の説明をしながら皆様のご意見を聴いていきます。 情報提供の範囲につきましては、まずは市議会だよりをはじめとした広報活動の充実を検討していきます。	参考
25	6	議会報告会	第6条 議会報告会を2回以上との記載だが、市民向け定例会ごと開催して欲しいがどうか。	まずは、必ず2回以上行うというところから始めていきます。定例会ごとに行うのご意見は、貴重な意見として受けとめさせていただきます。	参考

番号	条		ご意見等	市議会の考え方	対応
26	7	議会広報の充実	会派の決議だけでなく議員個人の賛否を公表するべきではないか。	議案に対する各議員の対応の公表については、第7条第1項に明記しました。今後公表の方法を検討していきます。	反映済み
27	10	議員と市長等との議会審議等	執行部からの反問権については検討されたか。	特別委員会で検討し、第10条第3項で「論点を整理するため答弁に必要な範囲内で反問することができる」と規定しました。	反映済み
28	10	議員と市長等との議会審議等	第10条(第2項) 広く市政の課題に関する論点及び問題点を明らかにするのは質問であって、質疑はそうじゃないのではないか。	問題点を明らかにするためには質問と質疑の両方が必要と考えます。	反映しない
29	11	文書による質問	文書質問による市長等の回答の位置付けは、議会答弁と同等と考えるのか。	文書質問は、議長を通じて市長等に提出し、市長等から答弁をもらうことになると考えます。ホームページでの公開や議事録への記載など、詳細につきましては今後実施要綱を作成する中で検討していきます。	参考
30	11	文書による質問	文書による質問と回答はどのように市民に公開されるのか。		

番号	条		ご意見等	市議会の考え方	対応
31	13	災害時の議会等の対応	防災防犯対策についての常設の委員会を作って対抗していくことは出来ないか。	<p>条例案では、災害時の議会の対応として大枠を定めています。具体的なあり方につきましては、今後、委員会で詳細を議論していきます。議会として防災というテーマを持って、意見交換会を行っていくことなども考えられるのではないかと思います。</p>	参考
32	13	災害時の議会等の対応	第13条 災害時の議会の対応について、「災害時の議会のあり方」を明記とあるが、具体的に教えてほしい。		
33	13	災害時の議会等の対応	第13条「災害対策の整備に努める」とは、議会で災害対策本部を作るのか。全員協議会を開く等、具体的に記述できないか。		
34	13	災害時の議会等の対応	第13条「災害対策の整備に努める」とあるが「整備」が必要か。また、「整備」のみでよいのか。		
35	13	災害時の議会等の対応	第13条 防災の指揮責任者は市長だが、地域の状況をよく知る議員が防災会議に出席できるシステムが必要ではないか。災害時の議会の対応を入れたのはすばらしいが、具体的には全員協議会を開くことなのか。市の防災対策本部との関係は。		
36	13	災害時の議会等の対応	第13条 心構えだけで具体的なシステムがない。具体的に動けるようにすべきである。		
37	14	第96条第2項の議決事件	第14条 市の計画を議決事件とするとあるが、自治基本条例（第24条長期総合計画）をどのように反映させるか。	<p>長期総合計画基本構想を議決事件に定め、積極的に議会がかかわっていきます。</p>	参考

番号	条		ご意見等	市議会の考え方	対応
38	14	法第96条第2項の議決事件	第14条の(議決事件に関し)「議会と市長に対する責任を担う」とあるが、従来はどのような責任の担い方だったのか。	従前は、地方自治法による基本構想の策定義務の規定がありました。法改正により削除され基本構想の策定義務がなくなったことから、これまでと同様に議会として責任を担っていく観点で長期総合計画基本構想を議決事件に入れました。	参考
39	14	法第96条第2項の議決事件	議決は、基本構想だけでなく、基本計画も対象とすべきではないのか。 近隣市を見ると、基本計画づくりに実質的な市民参加をどう確保するかが大きな流れであるが、当市では、行政は市民参加に極めて後ろ向きである。せめて議会がもっと基本計画に関与すべきではないか。	当初、基本計画も議決事件に位置付ける方向で検討していましたが、基本計画をつくらない方針が市長側から示されたのを受け対象から外しました。 第14条第2号で規定する別条例も活用しながら、今後も積極的に議会としてかかわっていきます。	参考
40	16	議決責任	第16条 議決し、又は意思決定若しくは政策決定を行ったときはとなっているが、議決はそもそも意思決定、政策決定であるのではないか。	ご意見を参考に修正しました。	意見を反映
41	17	議会の機能強化	第17条(第1項) 監視及び評価並びに政策立案及び政策提言と言葉が並んでいるが、立法機関として、政策立案、政策提言が監視より前にくるべきではないか。(第2条参照)	政策立案、政策提言を行っていく前提にあるものとして、監視・評価を先に明記しています。	反映しない
42	19	会期の運用	通年になれば、一つの議案をじっくり審議できるのではないか。	小平市議会では、会期が終了した後も閉会中の委員会を開催しながら、適切な審査や調査に努めています。 今後は適切な会期の設定とともに、議員間の自由討議などにより、常任委員会の議論のさらなる充実を図りながら、より深い議論に努めていきます。	反映しない
43	19	会期の運用	第19条の「弾力的運用」の一つとして「通年議会」の構想はあるか。		
44	19	会期の運用	第19条について通年議会の考えはないか。		
45	19	会期の運用	第19条先決処分を最小限にするということは具体的にはどういうことか。議会は市長が招集するもの。通年議会にしないと最小限にはできないのではないか。		

番号	条		ご意見等	市議会の考え方	対応
46	19	会期の運用	通年議会は必ずしもよいとは言えない。議員は議論だけが仕事ではないと思います。	会期の運用については、第19条に規定したとおり、適切な運用に努めていきます。	参考
47	19	会期の運用	第19条 なぜ市長のみが議会招集権をもっているのか。議会の招集について二元代表制という特性から議長に議会の招集権を付与できないか。	現在は、地方自治法の中で議会の招集権について規定されていることから、この条例で議長に招集権を付与することはできませんが、市長の専決処分を最小限にとどめるような会期の運用に努めていきます。	参考
48	20	議長及び副議長	第20条第4項 副議長は議長を補佐することがまず一義ではないか。「副議長は議長を補佐し～」とすべきではないか。	ご意見を参考に一部修正しました。	一部反映
49	20	議長及び副議長	第20条（第1項）公平公正な議会運営なら、議長は会派から離脱するべきではないか。 （第4項）議長を補佐するという言葉がまず先にあるべきではないか。	議長の会派離脱については、今後の検討課題としていきます。	
50	21	議員間の自由討議	第21条 議員間の自由討議とは。	議員同士の自由な討議を保障するために定めるものです。様々な考えや意見を持つ議員同士が活発な議論を行うことにより、市政の課題や問題点が明らかになる効果があると考えています。自由討議によって合意点を見出し、委員会（議会）としての政策立案及び政策提言につなげていきます。詳細は今後実施要綱を作成する中で検討していきます。	参考
51	21	議員間の自由討議	議員間の自由討議はどういうものか。第21条に書かれているような議員間討議はいつ、どのような時に行うのか。条例に書かれているような自由な討議は当たり前であり明文化しなくてもよいのではないか。		
52	21	議員間の自由討議	議員間の自由討議について「ただ今より、自由討議を行います～」というのは、委員会の中で行うのか、本会議場で議決をするときにするのか。		
53	21	議員間の自由討議	委員会の中で休憩をとって話をしているときがあるが、休憩でなくonですか。		
54	21	議員間の自由討議	多摩市は議会基本条例を制定しているが、委員会で原稿を読んだの討論のようなものを自由討議と言っていたが、そうではないと思ってよいか。		

番号	条		ご意見等	市議会の考え方	対応
55	22	政策立案及び政策提言	第22条 条例の提案、議案の修正と書かれているが、議案には条例も含まれるのではないか。 条例の提案の前に、条例の立案が先ではないか。	条例の案を立て、提出していくということで「条例の提案」としています。	反映しない
56	23	政策討論会	第23条の「政策討論会」とは具体的にどのような会か。	例えば、政策討論会の前段として議会内でテーマを設定し、議員間討議を積み重ねることで論点・争点が見え、それらを精査し政策提案をしていこうとするときに、政策討論会を開催していくイメージと考えています。 政策討論会の具体的な方法等につきましては、今後さらに議論していきます。	参考
57	23	政策討論会	政策討論会は公式な会議なのか。採決はあるのか。		
58	24	委員会の運営	第24条（第1項）主語が委員会なのだから、「適切な委員会の運営に」の委員会はいらないのではないか。 （第4項）正副委員長協議会を設置する目的が書かれているほうがいい。	ご意見を参考に修正しました。 正副委員長協議会は、委員会調査等のさらなる充実を図る上で設置していく必要があるものだと考えます。	一部反映
59	25	議会運営委員会	第25条 主語は議会運営委員会なのほうがいい →議会運営委員会は、議長の諮問を協議する と修正したらどうか。	ご意見を参考に修正しました。	意見を反映
60	26	議員の政治倫理	精神論的な部分は拡大して使用される可能性があるので除くべきではないか。法的文には向かないのではないか。例えば“品位”など。	第26条の「品位」については、信頼される議員となるために常日頃から自律的な行動に努め、調査研究をしっかりと行っていく中で、市民の声を聴くという姿勢で仕事することだと考えています。今後逐条解釈の中で説明していきます。	参考
61	27	議員定数	第27条 まず小平市議会の議員定数が何人かを述べてから、改正の話になるのではないか。 （第1項）本来なら議員から提出するものなのだから、言葉の並びは先ではないか。	小平市議会の議員定数につきましては、「小平市議会議員定数条例」において現在は28人と定めています。 言葉の並びにつきましては、すでに地方自治法上などで規定されていることを先に述べ、その後に今回新たに定めていくものを明記しました。	反映しない

番号	条		ご意見等	市議会の考え方	対応
62	27 28	議員定数 議員報酬	議員定数・議員報酬はもっと前の方にのせるべき。(議会の基本的事項なら、定数とか会期とかも入れたほうがいい)	条例の構成としては、まず議会等の原則を述べてから、市民との関係、行政との関係、議会審議等の充実に関する事項を規定し、後半の第8章以降には議会及び議員自身にかかわる事項を規定しています。 小平市議会の議員定数や定例会の回数については、別の条例で規定していることから、この条例の中では規定していません。	反映しない
63	28	議員報酬	第28条(第1項)本来なら議員から提出するものなのだから、言葉の並びは先ではないか。	言葉の並びにつきましては、すでに地方自治法上などで規定されていることを先に述べ、その後に今回新たに定めていくものを明記しました。	反映しない
64	29	政務活動費	第29条(政務活動費は)「積極的に公開する」との努力義務ではなく、完全な義務つまり「公開しなければならぬ」とできないか。	現在も情報公開請求があれば公開をしていますが、政務活動費の公開については、年間を通じた政務活動費の収支状況(収支報告書)を平成26年度からホームページに公開していく予定です。	参考
65	29	政務活動費	政務調査費は公開すべきではないか。	今後も引き続き、公開の範囲などさらなる議論を踏まえ進めていかなければいけないことから、市議会の方針を示していくものとして「するものとする」と明記しました。	
66	29	政務活動費	第29条(第1項)主語が議員はとなっているが、会派はどうなのか。	政務活動費については、会派に対し交付するものですが、その趣旨として議員の調査研究に資するための費用の一部であることから、第29条第1項における主語は「議員は」とし、第2項では主語を「会派及び議員」として、支出及び公開に関する事項を規定しています。	反映しない

番号	条		ご意見等	市議会の考え方	対応
67	30	議員研修の充実	第30条 議員研修の強化について具体的な検討は。	現在、議員研修を年1回開催していますが、これから政策提案をしていくための知識を身につけていく上で、今後も積極的に研修を行うことが必要と考えています。研修会を開催するのは議員ですが、ご意見を参考に修正しました。	趣旨の一部を反映
68	30	議員研修の充実	第30条（第2項）学識経験を有する者及び市民等との議員研修会とあるが、「との」という言葉は共同作業を表す言葉であり、共同作業で研修会を開催するのか。→学識経験を有する者及び市民等による議員研修会と修正したらどうか。		
69	31	予算の確保	第31条 予算の確保について具体的な検討は。	予算の編成権は市長にありますが、議会がこの条例にのっとって活動していくためには様々な予算が必要になってくることから、その予算の確保に努めていく必要があります。現在も議会費の新年度予算計上に当たっては、市長に対し要望書を提出しています。第31条では、議会がこの条例にのっとって活動していくためには、様々な予算が必要になってくることから、その予算の確保に努める必要性を明記しました。	反映しない
70	31	予算の確保	予算の確保、議会として市長に要求できる旨の記載を。		
71	32	議会事務局	第32条 議会事務局の強化について具体的な検討は。	議会基本条例にのっとって行うべきことが増えるので、まずは議員自身が力をつけこれまで以上に研さんをするのは当然ですが、具体的に政策提案などをする上で、他の法律や法令等との整合性を考える必要が出てきます。それを議員だけで行っていくのは難しい部分もあるので、事務局職員も政策に対する力をつけていくなど、様々な機能を高める必要があります。	参考
72	32	議会事務局	議会事務局の機能強化とは、具体的にどうすることか。		
73	32	議会事務局	第32条 政策提案機能、立法機能は、条例制定機能ではないのではないか。 議会運営の言葉も入れておくべきではないか。	行政に対する監視機能を充実させ、立法機関としての機能を発揮し政策提案できる議会に変えていくことを意識した表現にしました。	反映しない

番号	条		ご意見等	市議会の考え方	対応
74	33	議会図書室	第10章の項目の具体的な検討は。 (第33条の議会図書室について)	地方自治法においては、議会は議員の調査研究に資するため図書室を設置し、一般にこれを利用させることができる旨を規定しています。しかし現在はスペースの問題とともに、公開できるだけの資料が整っていないことから一般の利用は行っておりません。そうした現状を踏まえて、図書室の適正な管理・運営と機能の強化に努めていく必要があることから規定しました。	参考
75	33	議会図書室	議会図書室の体制、図書室の位置、蔵書に力を入れてほしい。		
76	33	議会図書室	議会図書室の現状は。市民も利用できた方がよい。これまで市民にどのように知らせていたのか。		
77	35	条例の見直し	第35条 条例の見直しは、議会のみで検証するのか。外部機関（第三者機関）の活用は、考えないのか。	条例の検証、見直しにあたっては、まずは議会運営委員会で行っていきます。 現時点では第三者機関の活用は考えていませんが、議会報告会などで皆様からいただくご意見なども参考にしながら検証していきます。	参考
78	35	条例の見直し	第35条の「検証」は、議運という内輪の検証となっている。身内同士の評価では信頼できない。「市民参加」を入れてほしい。		
79	35	条例の見直し	目的が達成しているか検証は身内だけでなく市民を加えてほしい。		
80	36	条例全体	素案全体には賛成でこの方向で進めてほしいが、総花的で、小平市議会としての姿勢が不明確だ。小平市議会の現状は何が強みで何が弱みか、特に重視する課題は何だと捉えて、議会改革に臨んでいるのか。	この条例は、必要な項目が適切に定められた条例であると考えています。今後、自由討議や報告会などを要綱に定め行っていますが、議員一人一人が研さんをし、地域を知りながら議会の場でそれを市民生活に反映させていく、それを議会として着実に進めていけるように臨んでいきます。	参考

番号	条	ご意見等	市議会の考え方	対応
81	36 条例全体	条例が必要になった主な理由は何か。	前文で述べているような時代背景の中にあつて、議会が議会の動きや権限、役割、義務その他を規定し明文化することにより、これまで以上に具体的に議会が動いていくための根拠として、この条例を制定するものです。 これまで行ってきたことも含め、行政に対する監視機能を充実させ、立法機関としての機能を発揮し政策提案できる議会に変えていくことをより意識しながら、市民生活向上に寄与していきます。	参考
82	36 条例全体	市議会議員は住民代表である。完全に充分と言えないにしても本来的に充分ではないか。加えての議会基本条例は必要欠くべからざるものか。		
83	36 条例全体	議会基本条例は今までなかったのか。		
84	36 条例全体	議会基本条例を制定のきっかけは。これまでの議会とどう変わるのか。		
85	36 条例全体	第3条「問題点等」、第5条「市民等」、第17条「制度等」、第18条「検討会等」の「等」とはどのようなものを示すのか。	「等」については、最低限必要な箇所のみ使用していますが、ご意見を参考に一部修正しました。なお、具体的に何を示すかは逐条解説で説明していきます。	趣旨の一部を反映
86	36 条例全体	「等」はできるだけ使わない方がよいのではないか。		
87	36 条例全体	条例は、議会のあり方を誰の目にも明らかにするというメリットと、議会活動を一定の枠にはめるというデメリットがあると思う。デメリットをなくすためにどういう対策を考えているのか。	第35条に規定したとおり、実践する中で常に検証をしながら見直し等の措置を講じていきます。	参考
88	36 条例全体	市民の声を聞くことにはどうしたらいいのかということだが、簡単なのは議会報告会を開くことだ。市長にいくら言ってもダメというあきらめ感がある。そのことを議員が変えていくことが必要だ。より多くの人参加のため、議会報告会の開催に期待する。	第6条で規定したとおり、議会報告会を開催していきます。	参考

番号	条		ご意見等	市議会の考え方	対応
89	36	条例全体	「議会」でなく「市民」が条例をつくり、制定することを忘れないでほしい。「議員」も「市民」であることを条例に定めるべきではないでしょうか。 細部までしっかりチェックし直してもらいたい。	議員についての表現としては、前文2段目の「～直接選挙で選ばれた議員による市の最高意思決定機関及び議事機関として～」の部分に内包していると考えます。	反映しない
90	36	条例全体	議会内で議員が行う質疑、討議をもっと活発にされたいかがか。常任委員会の議論のやり方を委員長の整理権の範囲を広げ、テーマを絞った議論が可能だと思いますが。 （「審査」を行う際に適切に広げられるはずです。）	第21条の議員間の自由討議の規定や第24条第4項で規定する正副委員長協議会は、まさに委員会での議論のさらなる充実につながるものだと考えます。	反映済み
91	36	条例全体	市民との関係では、委員会での陳情もキチンと審査すべきだと思います。そうすると討議は深まると思いますが。	現在、陳情書は全議員及び執行機関にその写しを配付するものとしています。議会運営委員会での合意があった場合は、所管の常任委員会に付託審査することも可能です。委員会における議論の充実に向けては、第21条の議員間の自由討議を活用していきます。	参考
92	36	条例全体	市の参加、協働についての議決についてのあり方の説明が不十分である。もっと市民参加を積極的に考えるべきである。	市民参加のあり方については、第3章「市民と議会との関係」で規定するとともに、前文で市民参加を進めていかなければならない旨を明記して積極的に進めていきます。	参考
93	36	条例全体	条例の制定によって議会や議員の活動が制約されることのないようにしてほしい。また、制約の根拠となることがないようにしてほしい。そのような条文を第1章に入れてほしい。	条例の制定でこれまでの活動が制約されるということはないものと考えますが、第35条に規定したとおり、実践する中で常に検証をしながら適切な措置を講じていきます。	参考